

## 法人役員等報酬基準

社会福祉法人 千葉重症児・者を守る会の役員等報酬に関し、下記のとおり定める。

### 記

| 項 | 役職名 | 報酬基準                          |
|---|-----|-------------------------------|
| 1 | 評議員 | 定款（評議員の報酬等） 第八条 評議員は無報酬とする。   |
| 2 | 役員  | 定款（役員報酬） 第二十一条 理事及び監事は無報酬とする。 |

平成29年4月1日

社会福祉法人 千葉重症児・者を守る会